

年金委員(制度)の現状と取り組み



相談・サービス推進部

年金委員(制度)の現状と取り組み

1. 年金委員(制度)の概要

(1)年金委員とは

- ・日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置。
- ・厚生労働大臣から委嘱を受けて、厚生年金保険や国民年金の事業について、事業所や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う奉仕的な民間協力員。

【法律や規程における委員活動に関する記載内容】

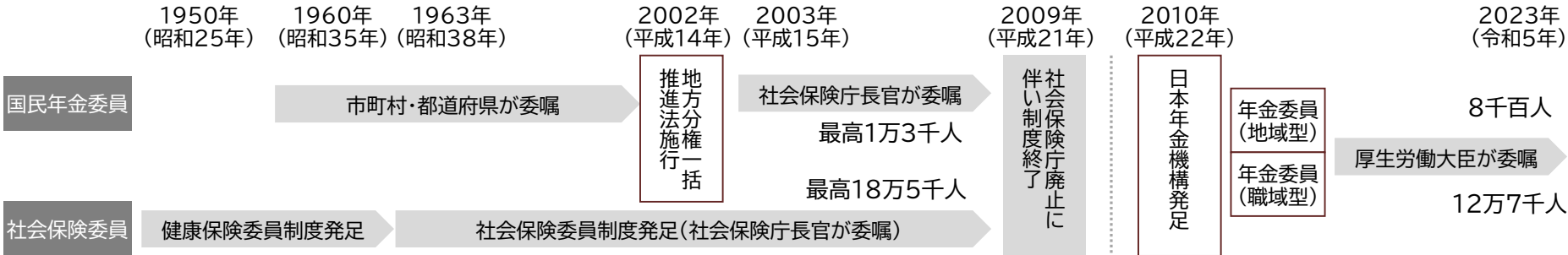
日本年金機構法(抄)
第30条第2項
年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

年金委員取扱規程(抄)
2 活動
年金委員は、厚生年金保険の適用事業所(以下「適用事業所」という。)の事業主、被保険者及び地域住民等に対して、次の活動を行う。
(1)日本年金機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
(2)日本年金機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
(3)各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
(4)日本年金機構が行う年金記録の正確な管理のための事業への協力及び支援
(5)前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動

(2)年金委員の区分等

区分	委嘱数(R5.3月末)	主な活動場所	任期	年金委員への推薦条件 等
地域型	8,087人	各地域(自治会、町内会等)	3年(更新可)	(推薦者)市区町村、年金事務所長、関係団体 年金事務従事者、自治会長、民生・児童委員、社労士等
職域型	12万6,640人	各事業所	なし	(推薦者)事業主または年金事務所長 厚生年金保険の事務担当者 等

(3)年金委員制度の変遷



年金委員活動に必要な情報

2. 日本年金機構HP「年金委員通信」ページのご案内

日本年金機構HPでは、「年金委員通信ページ」を設置し、年金委員の皆さまへの情報を発信しています。具体的には、公的年金制度の普及・啓発活動にご協力いただく年金委員の役割をご紹介します、年金委員の皆さまの活動に役立つ情報を掲載しています。右の二次元コードまたは以下のリンクからご覧ください。

年金委員通信

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintsuushin.html>



【「年金委員通信」ページイメージ】

年金制度の基礎知識を習得するための研修資料など掲載しています。

年金委員活動に役立つ情報を毎月掲載しています。

年金委員通信 (活動情報)

年金委員として活動されている皆さまへ

現在、年金委員として活躍されている皆さまへ、最新情報をお届けします。既に年金委員として活躍されている皆さま、すでに年金委員を設置されている事業所の事業主さまを対象に、公的年金制度必要な情報をお届けします。また、全国各地で行われている年金委員の活動内容をご紹介します。

年金委員として活動されている皆さま

年金委員活動に必要な情報

- 年金委員研修を開催しています
- 年金制度説明会および年金委員研修用資料
- 年金委員関係図書
- 年金委員表彰
- Topicsおよび年金委員活動レポート

年金制度説明会および年金委員研修用資料

Topicsおよび年金委員活動レポート

Topics (トピックス)

日付	内容
令和5年5月2日	令和5年度の国民年金保険料は、1カ月あたり16,520円です。まとめて前払いすると、割引が適用される前納が難しい時の前納および免除制度がありますので、年金委員の皆さまにおかれましては、会社や地域などでの周知・案内についてご協力をお願いいたします。
令和5年5月2日	令和4年度に学生納付特例が承認されていた方で、令和5年4月以降も在学生の方を対象に、新年度の手続きお知らせをお送りしています。年金委員の皆さまにおかれましては、会社や地域などでの周知・案内についてご協力をお願いいたします。
令和5年5月2日	令和5年4月分(6月15日(木曜)支払分)より年金額および年金生活者支援給付金の支給額が改定となります。年金委員の皆さまにおかれましては、会社や地域などでの周知・案内についてご協力をお願いいたします。
令和5年5月2日	令和5年4月から、「特例的な繰下げみなし繰上制度」が開始となりました。これは70歳到達後に繰下げ申出のほって本来の年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、年金の5年間分を一括して受け取ることが出来るものです。年金委員の皆さまにおかれましては、会社や地域などでの周知・案内についてご協力をお願いいたします。
令和5年4月1日	令和5年4月版「退職後の年金手続きガイド」を作成しました。
令和5年4月1日	令和5年4月版「知っておきたい年金のはなし」を作成しました。

年金委員活動に必要な情報

3. 日本年金機構公式X(旧Twitter)(@Nenkin_Kikou)のご案内

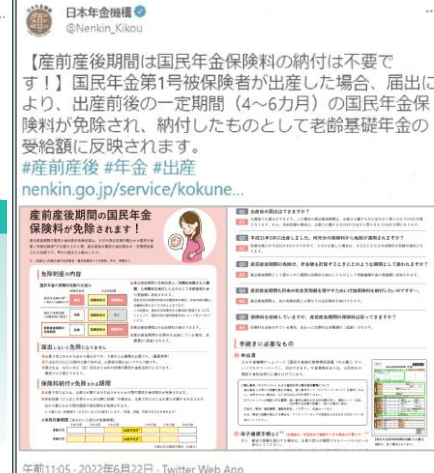
日本年金機構では、X(旧Twitter)を活用し、公的年金に関する制度周知、各種手続き、お送りする通知書の情報など、お客様のお役に立つ様々な情報を発信しています。

年金委員の皆さまの活動に役立つ情報も発信していますので、以下の二次元コードまたはリンクからフォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/twitter.html>



【画面イメージ】



4. 「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」等の実施

厚生労働省および日本年金機構では、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々の活動において、多大な功績等を残された場合に感謝の意を表し、年金事業の一層の推進に寄与することを目的として「年金委員表彰」を毎年11月に実施しています。表彰者は、厚生労働省や当機構のHPに掲載しています。

令和5年度 年金委員功労者表彰 表彰者数

	令和5年度		(参考) 令和4年度	
	職域型	地域型	職域型	地域型
厚生労働大臣表彰	67名	1名	67名	2名
日本年金機構理事長表彰	206名	4名	202名	2名
日本年金機構理事表彰	434名	43名	438名	20名

年金委員に関する必要な手続き

5. 年金委員活動にかかる諸手続き

(1) 活動経費請求

「年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない」(日本年金機構法第30条第5項)とされていますが、「国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用に支給を受けることができる。」(同条第6項)とされています。

このため、年金委員の活動にあたり経費が発生した場合は、「年金委員活動経費請求書」を年金事務所へ提出してください。

※年金委員活動の経費とは、年金事務所が主催する研修会等に参加するため発生した旅費交通費などです。請求できる経費の内容は、事前に年金事務所までお問い合わせください。

⚠ 請求にあたっての留意事項

① 旅費交通費は、以下の取り扱いとなります。

例)新幹線・特急の利用は、有効区間が50キロメートル以上であること
タクシーの利用は原則認められないこと など

※上記の例によらず、利用においてやむを得ない事情がある場合には、必ず**事前に**年金事務所にお問い合わせください。

② 活動経費の請求漏れにご注意ください。

年金委員活動の実施に必要な経費は、国から予算措置され、各期・年度ごとに決算を行っています。

そのため、各月発生分の請求は、**当月末〆切、翌月5日までに請求書必着**で、ご提出いただきますようお願いします。

例)〇年3月中に発生した旅費 ⇒ 〇年4月5日までに請求書必着で提出

※「年金委員活動経費請求書」を提出される際には、「年金委員活動報告書」とあわせてご提出いただきますようお願いします。

年金委員活動経費請求書

提出日 年 月 日

日本年金機構 御中

以下の通り、活動に要した経費を請求します。貴機構より市庁へ支払われる旅費及び活動経費の支払については、下記欄に記入してください。
なお、貴機構が市庁へ振込をした日をもって代金を受領したものと認め、領収書の発行は省略します。

■活動日と経費の種類を記入してください。

活動年月日	活動内容 ※請求するもの○ その他は記入してください
年 月 日	研修会、連絡会、その他()

年金委員氏名 姓 名 種別 地域型・職域型

事業所名称

住所または事業所の所在地

電話番号

※「事業所名称」は職域型年金委員の方のみご記入ください。

1. 旅費

銀行等名称	支店等名称	預金種別	口座番号
銀行	支店	1. 普通	年金額に記入してください
信金	支店	2. 当座	
信託	支店	3. 定期	

※請求する経費の種類を記入してください。

2. 交通費 ※新幹線・特急・普通列車・バス等は領収書を添付してください

出発地(駅名)	出発地から目的地までの経路 (利用された区間のみご記入ください)	A 往復の交通費
	～	円
	～	円
	～	円
	～	円

3. 旅費(駐車場・コピー代)

経費の種類	金額
	円
	円
	円
経費合計	円

※この請求書にご記入いただく内容は、各請求書の目的以外には使用しません。(日本年金機構)

<「地域型年金委員活動の手引き」P20参照>
<「職域型年金委員活動の手引き」P16参照>

年金委員に関する必要な手続き

5. 年金委員活動にかかる諸手続き

(2) 年金委員に関する手続き

「いつ」「どんなとき」に手続きが必要なのか「年金委員活動の手引き」に記載していますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

いつ・どんなとき	届書名	添付する書類等
新たに年金委員を推薦するとき	年金委員推薦書	顔写真（職域型は任意）
年金委員を辞めるとき	年金委員辞退届出書	年金委員証明書（発行されている場合）
委嘱状または証明書を紛失または記載内容に変更が生じたとき	委嘱状又は年金委員証明書 再交付・記載内容申出書	委嘱状または年金委員証明書（発行されている場合）
事業所の名称変更または所在地が変わったとき（職域型）	職域型の年金委員にかかる適用事業所所在地・名称変更届出書	顔写真（年金委員証明書が発行されている場合）
お引越し等により、住所が変わったとき（地域型）	住所変更届出書	顔写真（県外へ住所変更する場合）

年金委員にかかる申請・届書様式は、機構HPに掲載しています。

右の二次元コードまたは以下のリンクからご覧ください。

「年金委員関係のお手続きについて」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintetsuzuki.html>



<「地域型年金委員活動の手引き」P16参照>

<「職域型年金委員活動の手引き」P13参照>

⚠ 届出にあたっての留意事項

健康保険・厚生年金保険の手続きと年金委員に関する手続きは異なります。

例えば、新しく雇用した従業員を職域型年金委員に推薦する場合や現職の職域型年金委員が交代、異動、退職する場合などは、通常の社会保険に関する手続き（資格取得届や資格喪失届の提出）に加え、年金委員の異動に関するお手続きが必要です。

お手数おかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

年金委員活動にあたっての留意事項

6. 年金委員活動にあたっての留意事項

年金委員の皆さまには法律上守秘義務が課せられておりますので、委員活動の中で知り得た秘密は他に漏らさないようお願いします。また、年金委員でなくなった後も守秘義務が課せられています。

その他、「職務上の義務に違反したとき」や「ふさわしくない行為があったと認められるとき」は解嘱となりますのでご注意ください。

【日本年金機構法(抄)】

(年金委員)

第三十条 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。

2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

3(略)

4 年金委員は、**その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。年金委員でなくなった後においても、同様とする。**

【年金委員事務取扱規程(抄)】

6 解嘱

(1)年金委員は、辞退の届出があった場合のほか、その任期にかかわらず、次のいずれかに該当したときに解嘱される。

- ① 地方厚生局長等が当該年金委員に、その職務の遂行に支障があると認めたとき
- ② 地方厚生局長等が当該年金委員について、**職務を怠り、又は職務上の義務に違反したことを認めたとき**
- ③ 地方厚生局長等が当該年金委員に、**年金委員たるにふさわしくない行為があったことを認めたとき**

10 政治的行為の制限

年金委員は、**その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。**

【参考①】公的年金の普及・啓発動画

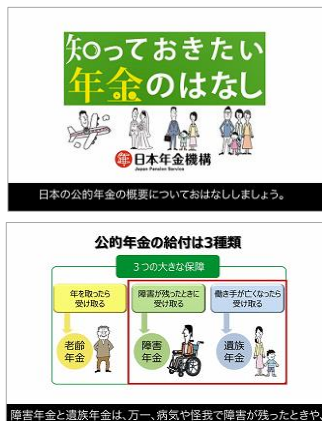
公的年金制度の普及・啓発を図るため、厚生労働省や日本年金機構では様々な動画を作成しています。その一部をご紹介します。

知っておきたい年金のはなし

知っておきたい年金のはなし(冊子)の内容をわかりやすく解説した動画です。



(冊子)



【約24分】

公的年金はみんなの強い味方

公的年金制度のメリットや国民年金保険料の納付方法および免除・猶予制度について、高校生から20歳前後の若年層の方々向けにアニメーションを用いてわかりやすく伝えることで、年金を身近に感じて、制度の理解を深めていただくことを目的とした動画です。



【第1話(約5分)】



【第2話(約5分)】



【第3話(約6分)】

QuizKnockによる年金クイズ動画

厚生労働省とQuizKnockで年金について学べる動画を作成しました。年金の種類、物価の変動に関する問題等、年金についてクイズ方式で楽しく学ぶことができます。



【第1弾(約15分)】



【第2弾(約18分)】



【第3弾(約24分)】

ここでご紹介した動画は、機構HPに掲載しています。
右の二次元コードまたは以下のリンクからご覧ください。
「年金について学ぼう」

<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>



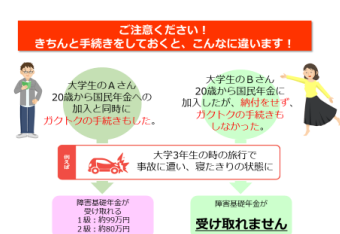
【参考②】年金制度説明用動画の作成

日本年金機構では、各年金制度に係る周知・啓発を図る観点から、今年度新たに以下の制度説明動画を作成し、11月から順次公開する予定としています。

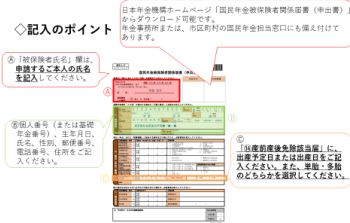
また、「わたしと年金」エッセイの朗読及び年金委員制度の説明動画も同時に作成し、地域年金展開事業の周知広報資料の充実も図ることとしています。

国民年金

学生納付特例制度及び産前産後期間の保険料免除に係る制度説明並びに申請書の書き方等を説明した動画をそれぞれ作成。



【学生納付特例制度】



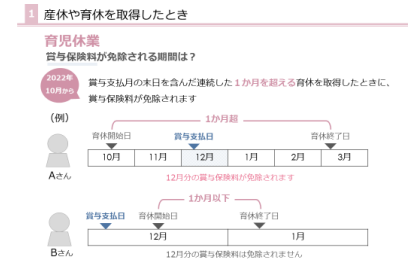
【産前産後期間の国民年金保険料免除制度】

厚生年金保険

産休・育休制度の概要から提出する書類まで、一連の流れを説明した動画を作成。



【子育て支援のための制度】



【子育て支援のための制度】

年金給付

2部構成で、老齢、遺族、障害等、年金給付の各種制度を説明した動画を作成。

公的年金の給付の種類は3つ



【第一部】

遺族基礎年金の年金額

遺族基礎年金（令和5年度）

年齢帯	金額
67歳以下（昭和31年4月2日以後生まれ）	795,000円
68歳以上（昭和31年4月1日以前生まれ）	792,600円

子の加算（令和5年度）

子の数	金額
2人目まで	228,700円
3人目以降	76,200円

【第二部】

地域年金展開事業

「わたしと年金」エッセイの朗読動画を2本、年金委員制度の概要を説明する動画を1本作成。

「わたしと年金」エッセイ

私の父は、私が小学校を卒業する前に45歳という若さで亡くなりました。兄が1歳のときから精神の病気を患い入院生活を繰り返していたことを母から聞きましたが、私は知らなかった。母は父の死を聞いて、今更にと涙を流しながら、母の死に涙を流して書いてくれた。母が父の死を聞いて、今更にと涙を流しながら、母の死に涙を流して書いてくれた。母が父の死を聞いて、今更にと涙を流しながら、母の死に涙を流して書いてくれた。

【わたしと年金エッセイ】

年金委員制度のご案内

日本年金機構
Japan Pension Service

【年金委員制度】